

農業農村整備事業の建設関連業務に係る電子納品試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業農村整備事業の建設関連業務に係る電子納品（以下「電子納品」という。）の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「電子納品」とは、農業農村整備事業建設関連業務の最終成果を電子データで納品することをいい、「電子納品」の対象となる具体の業務内容、適用範囲については、この要領に定めるもののほか、「設計業務等の電子納品運用に関するガイドライン」（平成17年4月1日施行）に基づき試行するものとする。

(対象業務)

第3条 「電子納品」を適用する業務は、農業農村整備事業に係る建設関連業務のうち、原則として「建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程」（昭和61年宮城県告示第1243号）で定められたA等級の発注標準額以上を対象とする。

2 前項に基づき、「電子納品」を適用する対象業務は、気仙沼地方振興事務所を除く各地方振興事務所にあつては農業農村整備部長、気仙沼地方振興事務所にあつては志津川支所長及び王城寺原補償工事事務所長がこれを選定する。

3 前項に基づき、対象業務名が決定した場合、気仙沼地方振興事務所を除く各地方振興事務所にあつては農業農村整備部長、気仙沼地方振興事務所にあつては志津川支所長及び王城寺原補償工事事務所長は、当該業務の着手後速やかに農村基盤計画課長に別紙様式1により報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

年 月 日

農村基盤計画課長 あて

試行要領第3条第3項で定められた長

農業農村整備事業の建設関連業務に係る電子納品対象業務報告書

農業農村整備事業の建設関連業務に係る電子納品試行要領第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託業務の名称		業務
2 委託業務の場所		地内
3 建設関連業務業者名		
(1) 住所又は所在地		
(2) 商号又は名称		
(3) 代表者又は受任者		
4 委託金額 (消費税)	一金	円 (円)
5 添付資料	・ 着手時協議チェックシートその1 (設計業務等の電子納品運用に関するガイドライン P28)	
6 委託業務概要	(設計の概要)	